

## 2021年度からの組合員活動組織の詳細について

えん JOY ねっと

※地域での活動を応援するしくみ

組合員が自主的に、やりたい活動を地域で行う事を応援する(費用、広報、情報などの支援)しくみです。

暮らしに役立つテーマや、地域に貢献する活動で、開かれた活動グループを対象とします。

生協の事業や運動と直接関連しない暮らしの活動や地域の活動グループも登録できます。

組合員1人以上を含むグループで申し込んでいただき、活動の目的や活動内容について審査を行い、承認された活動グループには、活動支援費を支給します。

登録した活動グループは、開催状況、活動状況を簡単な報告書で報告していただくようにします。

えん JOY ねっと登録グループの活動は、生協の機関紙やエリアニュースで組合員に広報を行います。

・活動支援費 年間1万8千円

(10月1日の登録からは半額の9千円を支給)

・支援件数(上限) コープさが全体で累計登録件数 80 件まで

・支援費の使用用途 会場費、材料費、消耗品費、印刷費、必要な経費などに充当できるものとします。

※ 構成メンバーの利益となる費用(飲食等含む)としての使用は不可とします。

※ 支援費は、毎年度末に清算を行い、清算書と領収書を提出、残額がある場合は返納していただきます。

※ 交通費を支援費で賄う場合には活動に必要なスタッフの交通費といたします。

・申請条件 申請は年度末までに行い、毎年行います。(2年目以降も自動継続ではなく、毎年申請とします)

① 人数・構成 組合員1名を含む3人以上のグループ 代表者(生協との連絡係)は組合員とします。

② 活動内容 暮らしに役立つ活動や地域に貢献する活動で、構成メンバーだけの活動ではなく、地域の人たちを交えた活動であること、営利を目的とした活動や、特定の政党、宗教、団体などにかかわる活動ではないこと。

③ 開催頻度 開催頻度に制限はありません。

3か月以上活動が行われない場合は支援を取り消す場合があります。

④ 生協への報告 活動状況を定期的に(原則月1回)生協に報告いただきます。(所定の報告書にて)

⑤ 特別支援 組合員を対象にしたイベント、学習会等を企画開催する場合に費用を支援することがあります。(別途申請、審査が必要 上限3万円、年間1回まで)

⑥ 生協からのお願い 生協からの催し物の案内や、協力のお願いをさせていただくことがあります。

・募集と広報 えん JOY ねっとの登録募集については、定期的に機関紙「くすの木」およびエリア発行ニュースで組合員にお知らせします。また、地域で様々な活動を行っているグループ、団体にも情報提供できるように、地域の公民館や公的な会場にも広報の協力を要請や、対外広報も行います。

・通知義務 期中で申請条件(解散含)・代表者の詳細等に変更が生じた場合には、速やかにご連絡願います。

## 【「えん JOY ねっと」 申請から支援までの流れ】

### 1. 申請 毎年申請期間を設けます

申請できるグループは、組合員1名以上を含む3人以上のグループで、代表者(生協との連絡係)は組合員とします。所定の「えん JOY ねっと登録申請書」に、グループ名称、活動内容、計画等を記入して提出してください。

### 2. 支援費の支給額

年間(4月～翌年3月末)1万8千円 (10月1日の登録からは半額の9千円を支給)

### 3. 面談・審査

「えん JOY ねっと登録申請書」提出後、くみかつスタッフ、事務局による面談、審査を行います。

### 4. 承認

面談、審査の結果、承認されたグループは、「えん JOY ねっと 活動グループ」として登録されます。承認後の日常的な窓口は、くみかつスタッフが行ないます。登録された活動グループの対応エリアは、代表者(生協との連絡係)の居住地区の該当エリアとします。ただし、エリア広報取材と登録エリアは活動地区の該当エリアといたします。

### 5. 支援費の支給

支援費の支給は年1回登録時(更新時含)に行います。支給方法としては口座振り込みで行います。

※直近の支給方法などの詳細は面談時(更新時含)にご案内いたします。

えん JOY ねっとの支援費とは別に、組合員を対象にしたイベント、学習会等を企画開催する場合に費用を申請することができます。(上限3万円、年1回まで、別途申請が必要、審査があります)

### 6. 活動報告

活動期間は、活動報告書を毎月1回提出していただきます。なお、3カ月以上活動がない場合にはその理由や状況を活動報告書に記入し、ご提出していただきます。

また、年度内にエリアで開催する「えん JOY ねっと交流会」に参加頂き、活動紹介をお願いします。

### 7. 支援費の清算

支給された支援費については、年度末までに使用した金額について領収書(原本)と一緒に清算書を提出していただきます。残金があれば「生協指定口座へ」振り込み手数料を差し引いた金額を年度末(3/31まで)、生協指定口座に返納していただきます。

※年度途中で活動を終える場合は、活動終了後1か月以内に清算書、領収書(原本)を提出してください。

### 8. 変更と解散

期中で申請条件(解散含)・代表者の詳細等に変更が生じた場合には、速やかにご連絡願います。解散した場合は、清算書、領収書を1か月以内に提出してください。

## 【書式、様式】

①えん JOY ねっと登録申請書 ②えん JOY ねっと活動報告書 ③清算書